

平成31年4月1日

(千分率)

組合員種別	負担金負担者	短期 (通年)				介護(※注1) (通年)		厚生年金保険(※注2)					経過的長期 (通年)	退職等年金 (通年)		
		掛金	負担金			掛金	負担金	平成31年4月～平成31年8月			平成31年9月～平成32年3月			負担金	掛金	負担金
			短期	育休介護 公的負担	計			保険料 (本人分)	保険料 (負担金含 む全体)	負担金 基礎年金 公的負担	保険料 (本人分)	保険料 (負担金含 む全体)	負担金 基礎年金 公的負担			
組合員 (一般職・特別職)	地方公共団体	43.5100	43.5100	0.0900	43.6000	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000	39.7000	91.5000	183.0000	39.7000	0.1098	7.5000	7.5000
船員組合員	地方公共団体	41.5000	45.5200	0.0900	45.6100	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000	39.7000	91.5000	183.0000	39.7000	0.1098	7.5000	7.5000
共済組合職員 (一般職・特別職)	共済組合	43.5100	43.5100		43.5100	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1098	7.5000	7.5000
職員団体専従	職員団体	43.5100	43.5100		43.5100	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000			7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.0900	0.0900					39.7000			39.7000			
継続長期組合員	出向先団体				0.0000			91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1098	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000					39.7000			39.7000			
派遣組合員①	派遣先団体		43.5100		43.5100		6.7500		183.0000			183.0000		0.1098		7.5000
	地方公共団体	43.5100		0.0900	0.0900	6.7500		91.5000		39.7000	91.5000		39.7000		7.5000	
派遣組合員②	派遣先団体	43.5100	43.5100		43.5100	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1098	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.0900	0.0900					39.7000			39.7000			
大学 (下記以外の 一般職・特別職)	大学	43.5100	43.5100		43.5100	6.7500	6.7500	91.5000	183.0000		91.5000	183.0000		0.1098	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000					39.7000			39.7000			
大学 (後期高齢者被保険者 (75歳以上)の 一般職・特別職)	大学	3.5200	3.5200		3.5200									0.1098	7.5000	7.5000
	地方公共団体				0.0000								39.7000			

追加費用	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過的長期分	厚生年金分	経過的長期分
	福岡県及び下記 以外の市町村	43.300	4.500	26.000	2.500
	福岡市	-	-	29.663	2.853
	北九州市	-	-	33.173	3.190

基礎給料等 最高限度額 (円)		短期・介護	退職・厚年
		通年	通年
	標準報酬月額	1,390,000	620,000
標準期末手当等	5,730,000	1,500,000	

※標準期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は、当該年度に受けた期末手当等の累計額です。

※平成30年9月に標準報酬月額の上限額が62万円から65万円となる予定でしたが、平成32年9月から実施する予定となりました。

事務費負担金 (円)	7,210 円/年	600.8 円/月
---------------	-----------	-----------

特定健診等負担金 (円)	186 円	組合員1人あたり年額
-----------------	-------	------------

派遣組合員①: 公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター

公益財団法人 福岡県体育協会

派遣組合員②: 公益財団法人 福岡県教職員互助会

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注1 介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※注2 組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担がなくなります。